

令和8年4月1日

一般財団法人秋田県総合公社

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員の仕事と子育ての両立を推進し、全社員が活躍できる環境づくりを進めるため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 男性社員の育児休業取得率を85%以上とする

〈取組内容〉

- 令和8年4月～ 全社員を対象に、育児休業取得について理解を深めるための周知を行う。
- 令和9年4月～ 男性社員に育児休業の取得促進に向けた意識調査を行う。
- 令和10年4月～ 意識調査の結果を踏まえ、育児休業促進策を実施する。

目標2 課長補佐以上の女性を5人以上とする

〈取組内容〉

- 令和8年4月～ 女性向けキャリア啓発研修及び女性活躍への理解を深める研修に参加する。
- 令和9年4月～ 女性社員同士の社内ネットワーク構築と情報交換の場を設けるため、交流会を開催する。
- 令和10年4月～ 女性管理職を講師として、女性社員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。

目標3 時間外・休日労働時間外を全体の20%削減する

〈取組内容〉

- 令和8年4月～ 時間外勤務の特に多い職場について積極的な人員確保に努める。
- 令和9年4月～ 各職場の課題抽出と所属長による定期的な面談の実施により、実態に即した労働環境の見直しを推進する。
- 令和10年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。
(社労士から他社の取り組み事例を紹介等)